

仕様書

1 件名

東成区役所庁舎受水槽外 3 槽清掃等に伴う産業廃棄物処分業務（概算契約）

2 契約期間

契約日～令和 8 年 3 月 3 1 日

※搬出作業予定

- ・ 第 1 回目：令和 7 年 8～9 月のいずれかの閉庁日
 - ・ 第 2 回目：令和 8 年 2～3 月のいずれかの閉庁日
- （計 2 回 いずれも受水槽等清掃日と同日とする）

3 産業廃棄物の種類、予定数量

- (1) 種類：汚泥（東成区役所の受水槽・雑用水槽・雑排水槽・汚水槽の清掃により排出されるもの）
 - (2) 予定数量：1. 5 トン× 2 回 = 3 トン
- ※数量は、過去の実績から算出した予定量であるため、この量を上回る、あるいは下回ることがあります。

4 作業内容等

- (1) 産業廃棄物の処分においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に従い適切に処理すること。
- (2) 自らの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業許可証の写しを契約書に添付すること。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- (3) 委託された産業廃棄物の処分に関して、処分先等を明記したものを契約書に添付すること。

5 提出書類

業務終了後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。ただし、業務終了報告書は、処分業務については電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

6 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではな

い。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

7 再委託

- 1 本委託業務に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、及びその他特に必要がある場合は、事前に担当と協議し決定・解決する。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、確認を受ける。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、必ず担当へ問い合わせること。

9 問合せ先

〒537-8501

大阪市東成区大今里西2-8-4

大阪市東成区役所総務課

電話：06-6977-9626

FAX：06-6972-2732

本項目は契約後記入とする。

別紙—1

1 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____
事業区分 : _____
産業廃棄物の種類 : _____
許可の条件 : _____
許可番号 : _____

2 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分又は再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

3 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

4 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
雑排水槽の清掃によっ て生じる汚泥等の産業 廃棄物	3 t		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。